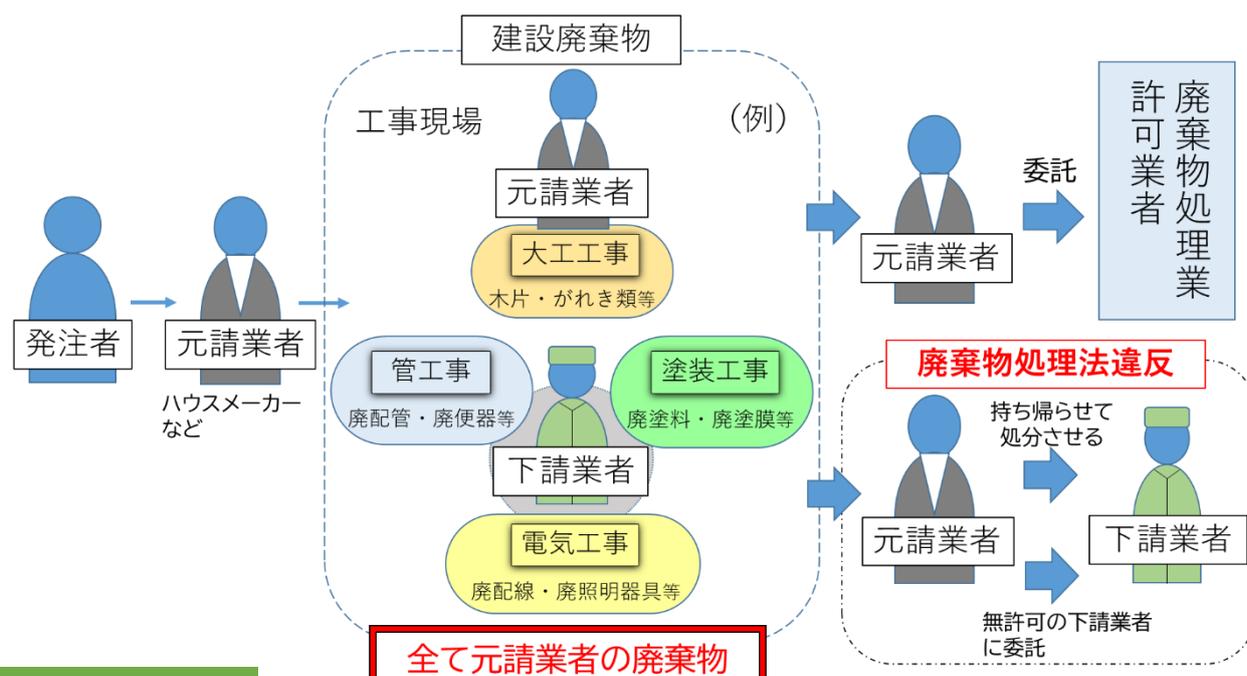


建設工事で発生した廃棄物は、

元請業者が適正に処理しましょう

建設工事で発生した産業廃棄物の排出事業者は元請業者となります。

下請業者の施工で発生した産業廃棄物も元請業者が処理する必要があります。



適正な処理委託

1. 許可業者と産業廃棄物処理委託契約を交わしましょう。
2. 産業廃棄物を許可業者に引き渡すときは、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付するか、又は電子マニフェストを使用しましょう。

これは違反です

1. 無許可の下請業者に産業廃棄物の処理(運搬又は処分)を委託する。
2. 下請業者に産業廃棄物を持ち帰らせて、下請業者の廃棄物として処分させる。

! 廃棄物の排出者が自ら廃棄物を処理(運搬又は処分)するときは許可が不要ですが、他者の廃棄物を処理するには産業廃棄物処理業の許可が必要です。したがって、**下請業者が建設工事で発生した産業廃棄物(=元請業者の廃棄物)を処理するには、産業廃棄物処理業の許可が必要**となります。

罰則

- 他者の廃棄物を無許可で処理(運搬又は処分)する [無許可営業]
 - 無許可の者に廃棄物の処理を委託する [委託基準違反]
- ⇒ 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科

例外(元請業者の廃棄物を下請業者が運搬できる場合)

下記**全て**に当てはまる場合には、下請業者は、産業廃棄物収集運搬業の許可がなくても、**元請業者が所有又は使用する施設まで**(工事現場と隣接した都道府県内まで)産業廃棄物を運搬することができます。

- 解体・新築・増築工事を除く「維持修繕工事」または「瑕疵の補修工事」で、発注者と元請業者との契約金額が500万円以下である。
- 元請業者と下請業者の請負契約で、下請業者が産業廃棄物を運搬することを定めている。
- 特別管理産業廃棄物(廃石綿など)でない。
- 1回あたりの運搬量が 1 m^3 以下である。
- 運搬の途中で保管しない。

Q&A

Q 1. 産業廃棄物を協力業者(下請業者等)に持ち帰らせてもいいですか？

A. いけません。廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理の責任は排出事業者(元請業者)にあると定められています。そのため、建設工事で発生した廃棄物は、元請業者が処理しなければなりません。また、協力業者が廃棄物処理の許可を持っていても、委託契約を結ばなければ、廃棄物を引き取らせることはできません。

Q 2. 現場で余った端材は産業廃棄物ですか？持ち帰ってリユースしてもいいですか？

A. 材料として使用するものであれば「資材」とみなされ産業廃棄物には当たりませんが、廃棄するものであれば産業廃棄物に該当します。再使用するつもりで持ち帰ったとしても「結局使わなかった」のでは、廃棄物を持ち帰ったのと同じこととなります。元請業者が持ち帰る場合又は下請業者に持ち帰らせる場合は、元請業者がその使用方法をよく確認することが必要です。

Q 3. 解体工事やリフォーム工事の前に、家財等を元請業者が運搬していいですか？

A. 家具、家電製品などの家財は、施主(発注者)の廃棄物となりますので、工事の元請業者でも廃棄物処理業の許可なく運搬できません。家財等の運搬を委託する場合には、施主が廃棄物処理業の許可業者に直接委託する必要があります。

Q 4. 産業廃棄物が少量なので、元請業者の事業場に保管しておいてもかまわないですか？

A. 工事現場から産業廃棄物を持ち帰り元請業者の事業場に一時的に保管しておくことはできます(積替え保管といいます)。積替え保管をするときは、廃棄物処理法に定める積替え保管基準を守らなければなりません。

[積替え保管の基準]

- ・保管量の上限を守ること(7日分以内) ・周囲に囲いを設けること ・掲示板を設けること
- ・保管の高さを守ること ・産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭を発生させないようにすること
- ・性状が変化しないうちに搬出すること ・積替えを行った後の運搬先が定められていること など

■お問い合わせ先

八戸市環境部環境保全課廃棄物対策グループ
TEL: 0178-51-6195 FAX: 0178-47-0722

■詳しくは、産業廃棄物適正処理 ガイドブックをご覧ください。

(八戸市ホームページ →)

